

津野町版体験博ホームページ等制作委託業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、津野町（以下「町」という。）が委託する津野町版体験博ホームページ等制作委託業務（以下「業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要事項を定めたものである。

1 業務の概要

（１）業務名

津野町版体験博ホームページ等制作委託業務

（２）業務の目的

津野町では、令和２年度より町内事業者が実施する体験プログラム（以下「体験」という。）を町がとりまとめ、博覧会形式の津野町版体験博「～津野町体験マルシェ～つのつねづね」（以下「つのつねづね」という。）を開催している。これまで冊子媒体を中心に行ってきた情報発信・誘客機能をWEB上へ移行することで、より多様な層へのアプローチやリアルタイムでの情報更新・予約導線の確保を図り、読んで終わる広報から行きたくなる・共感が生まれる発信へと転換することを目的としてホームページを制作するものである。

（３）業務内容

別途定める「津野町版体験博ホームページ等制作委託業務仕様書」のとおり

（４）委託期間

契約締結日から令和８年３月３１日（火）まで

2 見積限度額

800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 審査委員会の設置

別途定める「津野町版体験博ホームページ等制作委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置する。

4 契約候補者の選定等

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と津野町は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整い次第、随意契約の手続きに進むこととする。５日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて交渉を行うこととなる。

5 参加資格要件

参加者の資格要件は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 高知県内に本店（本社）または営業所等を置く法人または個人事業主であること。
- (2) 地方公共団体・観光協会・企業等の公式 HP 等の制作業務に携わった経験を有するもの。
- (3) 当該業務で、営利活動、政治活動、宗教活動を行わないもの。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (6) 津野町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 9 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。
- (7) 高知県及び津野町から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (8) 本社及び支社、高知県内に所在する営業所等が法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。（参加表明者が個人事業主の場合は所得税。）

6 質疑と回答

質疑がある場合は、質問書（様式第 1 号）により電子メール又は持参により提出すること。電子メールによる場合は電話により受信を確認すること。質疑と回答の内容は津野町ホームページに掲載します。

提出書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書類状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。また、口頭による質問は受け付けない。

(1) 受付期限

令和 7 年 7 月 3 日（木）正午（必着）

(2) 回答方法

令和 7 年 7 月 8 日（火）に津野町ホームページにて公表する。

7 参加表明及び資格要件の確認

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の（1）のとおり参加表明書（様式第 2 号）に各書類を添えて提出すること。なお、期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類

	提出書類の名称	用紙規格	提出部数
1	参加表明書 ※様式第 2 号	A 4 縦方向	1 部
2	事業者の概要がわかるもの ※任意様式	A 4 縦方向	1 部

3	納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税） ※個人事業主の場合は所得税 ※滞納がないことの証明書 ※発行3ヶ月以内のもの	A 4 縦方向	1 部
4	宣言・確約書 ※様式第3号	A 4 縦方向	1 部
5	参加者の過去5年間の類似業務実績書 ※様式第4号	A 4 縦方向	1 部

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、宅配便（手渡ししたことが証明できる場合に限る。）

(4) 提出先

〒785-0201

高知県高岡郡津野町永野 2 2 5 番地 1

津野町役場 観光推進課 担当：高橋芙柚音 電話：0889 - 55 - 2023

(5) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加表明書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査が完了したら、確認結果を令和 7 年 7 月 15 日（火）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(6) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

- ① 参加表明書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、町が通知をした日の翌日から起算して 5 日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- ② 町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

8 企画提案を求める事項

(1) ホームページのデザイン

提案にあたっては、下記【デザインイメージ】を参考に、次の①～③の要素を含む簡易なデザイン案を提出すること。必ずしも最終成果物と一致する必要はありません。

- ① トップページのラフデザイン（静止画／PDF 形式／パソコン版・スマートフォン版）
- ② 想定する色見・フォント・UI パーツの一例（スクリーンショット・簡易モック等）
- ③ デザインコンセプト・表現意図のテキスト解説

※ 現時点でのイラストや写真は仮素材で構いません。

【デザインイメージ】

親しみやすさと信頼感を両立し、柔らかくあたたかみのある色調・フォント・レイアウトを用いて親しみやすさを表現し、津野町の自然、暮らしの温もりが感じられるビジュアル設計とする。さらに、無機質・ビジネスライクではなく、やわらかなアニメーションや

余白を活かし、訪問者が画面越しに“風の音”や“草の匂い”を感じられるような没入感のあるデザインとする。

(2) 事業の実施計画・工程表

ホームページの公開を令和 7 年 10 月 15 日（水）とし、本事業の実施のために配置する人員を明示した上で、具体的なスケジュールを示した実施計画書・工程表を作成するとともに、実施体制を提案すること。

9 企画提案書等の作成・提出

(1) 提出書類は次表のとおりとする。（※すべて片面印刷にしてください。）

	書類名	様式	部数
1	企画提案書表紙	様式第 6 号	正本 1 部 副本 6 部
2	8 企画提案を求める事項（1） の内容に基づく企画提案書	任意様式	
3	8 企画提案を求める事項（2） の内容に基づく実施計画書・工程表	任意様式	
4	実施体制がわかるもの（業務体制図等）	任意様式	
5	経費見積書 ※ 1 本業務において提案する全ての企画に要する見積額を記載すること。 ※ 2 消費税及び地方消費税を含んだ額とし、積算根拠を明確に示すこと。なお、金額が見積限度額を超える場合は失格となる。	任意様式	

(2) 企画提案書

企画提案書は、仕様書に記載している内容を着実に遂行するために、目的、概要、業務内容を踏まえた提案を記載すること。

(3) 実施計画書・工程表

実施計画書・工程表は、仕様書に記載している内容を着実に遂行するために必要な業務体制と、それらのねらい等がわかるよう記載すること。

(4) 提出方法

持参または郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、宅配便（手渡ししたことが証明できる場合に限る。）

(5) 提出期限

令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時まで（必着）

(6) 企画提案書作成に係る留意事項

- ① 記載するフォントの大きさは原則 11 ポイント以上、A4 版で作成すること。
- ② 企画提案は 1 者 1 提案までとする。
- ③ 提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

- ④ 提出された提案書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ・提案書類の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの 等
- ⑤ 提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。

10 審査

別途定める「津野町版体験博ホームページ等制作委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査を行う。

11 審査結果

審査結果は、令和 7 年 8 月上旬（予定）までに、すべての参加者に文書を発送する。

12 スケジュール（予定）

項 目	日 程
実施要領の提示	令和 7 年 6 月 27 日（金）
質問提出期限	〃 7 月 3 日（木）正午必着
質問への回答	〃 7 月 8 日（火）
参加表明書提出期限	〃 7 月 11 日（金）午後 5 時必着
参加資格の確認通知	〃 7 月 15 日（火）
企画提案書等提出期限	〃 7 月 25 日（金）
審査委員会（書類審査）	〃 8 月上旬（予定）
審査結果通知	〃 8 月上旬（予定）

13 提出書類の取扱い

- （１）提出された書類は返却しない。
- （２）提出された書類は、必要に応じ複写（町及び審査委員会での使用に限る。）する。
- （３）提出された企画提案書は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象文書となる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には、提出書類の該当部分とその具体的な理由を様式第 4 号により提出すること。開示・非開示の判断は様式第 4 号に基づき行うものではなく、様式第 4 号を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断する。
- （４）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

14 その他

- （１）本プロポーザル参加に関する全ての費用は提案者の負担とする。
- （２）電子媒体による提出は受け付けない。

- (3) 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (5) 次のことに該当した場合、提案者は失格になることがある。
 - ①提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) 審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けない。

15 お問い合わせ先・各種書類提出先

〒785-0201

高知県高岡郡津野町永野2 2 5 番地 1

津野町役場 観光推進課 担当：高橋英柚音

電話：0889 - 55 - 2023

E-mail:kankou@town.kochi-tsuno.lg.jp